

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しに係る聴聞実施要領

1 目的

この要領は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第13条第3項又は第43条の規定に基づく、特定非営利活動法人(以下「法人」という。)の設立の認証の取消しに伴う聴聞に際し必要な手続きとして、行政手続法(以下「行手法」という。)第3章第2節及び川崎市聴聞等に関する規則(以下「市聴規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事務担当

この要領で定める聴聞に関する事務の担当は、川崎市市民文化局市民活動推進課とする。

3 聴聞主宰者の指名

市長は、行手法第19条第1項の規定による聴聞主宰者を川崎市市民文化局に属する課のうち、特定非営利活動促進法に関する事務に関わらない課の課長を聴聞の通知のときまでに指名する。

4 聴聞の通知

行手法第15条第1項及び第2項の規定により、認証の取消し処分の名宛人となるべき者(以下「名宛人」という。)に、市聴規則第2条の規定に基づき、聴聞の期日の14日前までに通知を送付する。名宛人の所在が判明しない場合においては、行手法第15条第3項に基づき、市聴規則第2条第2項に規定する掲示場に掲示する。

5 公開・非公開

法第43条第3項の規定に基づく法人からの聴聞の審理の公開請求に関しては、以下のとおりとする。

(1) 公開の請求期日

法人が審理の公開請求をするときは、聴聞の公開請求書(書式1)を聴聞の期日の3日前までに事務担当に提出することとする。

(2) 審理の公開

聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、市聴規則第11条の規定により、当事者(行手法第15条第1項の規定により通知を受けた者及び同条第3項の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)及び参加人(行手法第17条第1項により聴聞に関する手続きに参加する者)に対し、速やかに公開の旨を通知する。

(3) 審理の非公開

聴聞の期日による審理を公開により行わないときは、法第43条第4項の規定により、法人に対し理由を記載した書面を交付する。

6 続行期日の指定

審理の結果、聴聞を続行する必要があると認めるときは、行手法第22条第2項の規定により、当事者及び参加人に対し、聴聞の期日の日において告知を行うか、続行期日の7日前までに通知を送付する。また、同条第3項の規定に該当するときは、市聴規則第2条第2項に規定する掲示場に掲示する。

7 写しの交付等

当事者等が、市聴規則第14条の2の規定に基づく書類の写しの交付を求めるときに要する費用は、写しの交付を求める者の負担とする。費用の額は、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第17条第2項の規定に基づき定められた、告示(平成13年川崎市告示第141号)によるものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、法人の認証の取消しに係る聴聞の実施に必要な事項は、市民文化局長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

聴聞の公開請求書

(宛先)川崎市長

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

FAX 番号

平成 年 月 日付 川崎市第 号にて通知のあった、行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の公開を次のとおり請求します。

聴聞期日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
聴聞場所	
予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	